

関島社会保険労務士事務所便り 2025年 10・11月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12
電話 : 03 - 3609 - 7668
HP : <http://www.srseki.info>



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

厚生労働省は、毎年10月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置づけ、労働者の年次有給休暇取得を促進するための広報・啓発活動を展開しています。

年次有給休暇は働く人の心身の健康保持や生活の質の向上にとって重要な制度であり、働き方改革を推進するうえでも欠かせないものです。取得率は約65%にとどまっており、政府は2028年度までに70%の達成を目指しています。促進期間を一つの機会として、取得率向上に向けた取組みが求められます。

◆年次有給休暇 年5日取得の確実な履行

労働基準法の改正により、2019年4月から使用者は年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、5日の年次有給休暇を取得させる義務を負っています(労働基準法第39条第7項)。

この義務は、雇用形態にかかわらず該当するすべての労働者が対象です。取得義務

を果たしていない場合には、30万円以下の罰金が課されることもあるため、法令を遵守した確実な管理が求められます。

年次有給休暇の取得促進には、計画的な業務運営や休暇の分散化に役立つ「年休の計画的付与制度」や、働く人の事情に応じた柔軟な休み方を可能にする「時間単位年休」の活用も考えられます。

◆取得しやすい職場環境の整備を

取得を促進するためには、計画的付与制度の活用や繁忙期を避けた時期の調整、管理職への周知などが有効です。

また、業務の割振りや職場内の雰囲気づくりといった面からも、取得しやすい環境を整備していく必要があります。

こうした取組みは、働く人の健康維持にとどまらず、モチベーションの向上や職場の定着率の改善にもつながるものと考えられます。

育児休業給付金・出生後休業支援給付金 育児時短就業給付金とは

1 育児休業

1歳に満たない子を養育する母親の場合は産後休業後から子が1歳に達するまで（産後休業含み1年間）、父親の場合は子が1歳に達する日まで育児休業が取得できます。そして、父親が母親より先に、または母親と同じ日から育児休業（出生時育児休業含む）を取得しているときは、子が1歳2か月になるまで延長できます。また、保育所入園等の事由があるときは、1歳6か月または2歳到達時まで延長することができます。

2 出生時育児休業

父親については、育児休業のほか、子の出生日又は出産予定日いずれか遅い方から8週間以内の期間に4週間（28日）以内の出生時育児休業が取得できます。

3 育児休業給付金

雇用保険の被保険者に支給される育児休業給付金は、育児休業及び出生時育児休業を含み180日間は育児休業等開始前賃金の67%、以後50%の給付率で支給されます。

4 出生後休業支援給付金

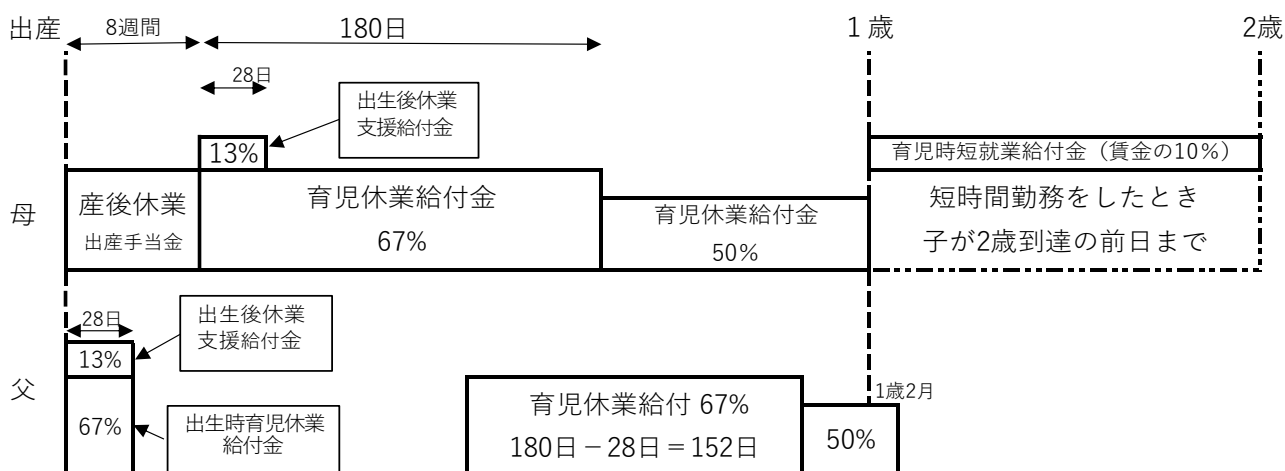
出生後休業支援給付金は、男性の育休促進のために本年4月から実施されている制度です。両親ともに14日以上育児休業を取得した場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額が支給され、育児休業給付金と併せ実質手取り額が保障されます。

なお、この給付金は、①配偶者がいない（行方不明含む）、②配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係にない、③配偶者から暴力を受け別居中、④配偶者が無業者・自営業者・フリーランスなど労働者でない、⑤配偶者が産後休業中等、「配偶者の育児休業を要件としない」場合にも支給されます。

5 育児時短就業給付金

この4月から育児時短就業給付金の新設されました。具体的には、育児休業から引き継ぐ子が2歳未満の期間に時短勤務を選択し、従前よりも賃金が低下した場合に、従前の賃金額を限度として、時短勤務賃金の最大10%額が支給されます。

育児休業給付金・出生後休業支援金・育児時短就業給付金



今年の「年末調整」主な変更事項

～年末調整のしかた 改正項目～

国税庁より「令和7年分 年末調整のしかた」が公表されました。今年の年末調整には複数の変更点があります。企業においては早めの確認と実務への備えが大切です。パンフレットでは、「昨年と比べて変わった点」として、以下の3つが挙げられています。

1 所得税の基礎控除の見直し等

- (1) 基礎控除の見直し：合計所得金額に応じて基礎控除額が58万円～95万円に

合計所得金額	基礎控除額	
132万円以下	95万円	令和9年 分以後は 58万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2350万円以下	58万円	

- (2) 給与所得控除の見直し：最低保障額が65万円（55万円から10万円引上げ）
- (3) 扶養親族等の所得要件の改正：同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額の要件が58万円以下（48万円から10万円引上げ）
- (4) 勤労学生控除の合計所得金額要件の改正：勤労学生控除の合計所得金額要件を85万円以下（75万円～10万円引上げ）
- (5) ひとり親控除の子の総所得金額の合計額要件を58万円（48万から10万円引上げ）
- (6) 特定親族特別控除の創設：所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超

123万円以下の「特定親族」がいる場合、合計所得金額に応じて3万円～63万円を控除

これらの改正は令和7年分の所得税から適用され、年末調整・確定申告で実施されます。

- ① 改正した確定申告、年末調整は令和7年12月1日より適用されます。
- ② 給与・賞与計算における源泉徴収表等は、令和8年1月1日支給分より適用されます。

2 年末残高調書を用いた方式による住宅借入金等特別控除の変更

3 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項の変更

※ 上記のほか、パンフレットの表紙には「通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります」との注意書きもあります。

誤りのない年末調整のためには、制度への従業員の理解が不可欠です。



●健保組合 子育て支援金 0.24%上乗せ

健康保険組合連合会（健保連）が、児童手当拡充などの財源となる子ども・子育て支援金について、公的医療保険の料率に0.24%程度を上乗せして負担する見込みと試算した。徴収は2026年4月に始まり、労使折半の場合、月収20万円なら月240円、34万円なら408円、50万円なら月600円ほどになる。政府は年末の予算編成にあわせて上乗せ率を一律に示す方針で、加入する保険によって負担の差が生じないようにする一方、国保や後期高齢者医療に拠出する支援金の計算方法は自治体によって異なるため、上乗せ率にバラつきが出るとみられる。(10/3)

●10月から引き上げ 後期高齢者医療費

後期高齢者医療で、医療費の2割を自己負担する被保険者に対し、2021年改正法により2022年10月から講じられていた外来窓口での負担を抑えるための配慮措置が9月30日で終了し、外来窓口で支払う自己負担額が2割となった。厚生労働省の推計によると影響が生じるのは約310万人で、平均で年間9,000円程度の負担増となる。(10/1)

●昨年の民間平均給与、過去最高の478万円

国税庁は9月26日、2024年分の民間給与実態統計調査の結果を公表し、統計を始めた1949年以降で最高となった。会社員らが1年間で得た給与の平均は前年比3.9%増の478万円で、1997年の467万円を上回った。人手不足による賃金見直しや最低賃金上げが影響した

●健保保険料率 過去最高の9.31%に

健康保険組合連合会は25日、2024年度の決算見込みを発表した。加入する1,378組合の平均保険料率は月収の9.31%と、前年度から0.04ポイント上昇して過去最高を記録した。1人当たりの年間保険料も54万146円で最高額に達した。賃上げによる保険料収入の増加などで全体で145億円の黒字となったが、600組合は赤字で、334組合は保険料率10%超の「解散水準」だった。後期高齢者医療制度への拠出金増加や高額な薬剤の使用が支出を押し上げ、保険料収入の伸び率を上回っており、25年度の保険料率は平均9.34%と負担増が続く見通し。(9/25)

●建設業労災保険料 5,771万円徴収漏れ

建設業者が納める労災保険料について、2023～24年度に5,771万円の徴収漏れがあったことが9月22日、会計検査院の調査で判明した。全国の1,050事業主を対象に申告書などを調べたところ、小規模工事の申告漏れや事務所勤務者の賃金未計上が見つかった。また、40労働局で誤った周知が行われ、本来届出が必要な業者に届出を求めていなかった。検査院は、厚生労働省に着実に保険料を徴収できるよう調査方法の再検討およびマニュアルの改訂を要請。厚労省は、労働局への通知や指導を実施予定で、事業主への周知も徹底を図るとしている。(9/22)

